



緊急事態宣言発出に係る 県の対応について (子どもコロナ対策の強化)

令和3年8月26日

県教育委員会における今後の教育活動等について

○緊急事態宣言期間中の

児童・生徒の安全・安心と学びの保障の両立を目指した対応の強化

(1) 県立学校

基本的な対応をさらに徹底

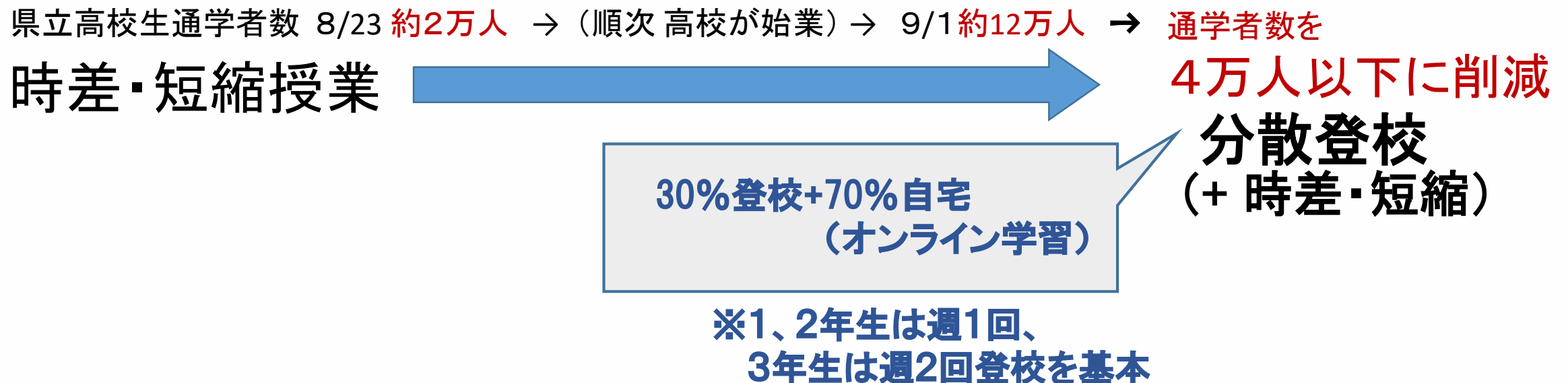
- ・ 児童・生徒・教職員の感染者が判明した時点で、必要な対応が終了するまで当該校は臨時休業
- ・ 毎朝の検温等の健康観察を行い、発熱等体調不良の症状がある場合は登校せず自宅で休養
- ・ 登校が不安な生徒については欠席扱いとせずオンライン等による学びを継続

県教育委員会における今後の教育活動等について

(1) 県立学校

〈 高等学校・中等教育学校 〉

進路選択の大切な時期であることを踏まえつつ人流抑制、教室内での感染防止対策(1クラス20名)を徹底



〈 特別支援学校 〉

「子どもの居場所」の確保を大切にして、児童・生徒の安全・安心と学びの継続

時差・短縮授業

(2) 市町村立学校

地域の実情に応じて、県立学校の対応を踏まえ、積極的に短縮授業や分散登校、オンライン学習を要請

教育現場における検査対象の拡大

令和3年8月13日付厚労省事務連絡において、必要な検査が迅速に行える柔軟な対応を依頼

期間限定の緊急事態措置の更なる強化に関する提言（令和3年8月12日）

＜緊急事態措置地域において更に行うべき対策＞

【検査の更なる促進】

○ 自治体は、学校、職場、保育園等において、体調が少しでも悪い場合には気軽に抗原定性検査やPCR検査を受けられるよう促すこと。検査陽性を確認した際には、医師や健康管理者は、保健所の判断が無くても、さらに濃厚な接触の可能性のある者に検査を促すこと。

県の取組

●検査の更なる促進の周知徹底

・必要な検査の迅速な実施に向けて、保健所設置市や教育機関等へ改めて周知

●検査体制の強化

・県所管域では、集中検査を速やかに実施できるよう、民間の検査会社への委託内容を拡充

その他、子どもの感染拡大を防ぐ取組み

○ 発熱等の症状がある場合は、通園・通学させない

発熱や咳など体調に異変が生じた場合、大人はもとより、子どもに通園・通学をさせず、医療機関を受診するよう、改めて啓発

○ 抗原検査キットを自宅で活用

ワクチン接種の対象年齢となっていない、園児や児童等における感染拡大を防止するため、保育園・幼稚園・小学校などに通う子どものいる、すべての家庭に自宅でできる抗原検査キットを配布することを検討

配布対象	ワクチンの接種対象とならない園児や児童等(約77万人)
配布数	約185万キット(1人あたり2キット)
配布時期	9月